

愛知県外科医会会則

昭和33年10月4日(制定)
昭和55年4月22日(改正)
昭和56年6月25日(一部改正)
平成5年5月21日(一部改正)
平成17年6月23日(一部改正)

第1章 名称、事務所及び構成

(名称及び事業所)

第1条 本会は愛知県外科医会と称し、事務所を愛知県医師会館内に置く。

(構成)

第2条 本会は愛知県医師会員である外科系医師をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的及び事業)

第3条 本会は医学医術向上並びに医療の本質を究め、会員の福祉、相互扶助、団結を図ることを目的とする。

第4条 本会は所期の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 学術研修並びに普及に関する事項
2. 医療関係諸法規の研究並びに諸医療保険、衛生行政等の調査対象に関する事項
3. 諸医療保険の適正化に関する事項
4. 関係官庁、諸審査委員会及び医師会との連絡協調に関する事項
5. 愛知臨床外科学会に関する事項(会則は別に定める。)
6. 関係医学会との連繋に関する事項
7. その他目的達成に必要な事項

第3章 会 員

(会 員)

第5条 1. 本会の目的趣旨に賛同する外科系医師及び労災指定医療機関に所属する医師を会員とする。

2. 会員にして本会に功労顕著なる者は、理事会の議決を経て名誉会員にすることができる。

(入会及び会費)

第6条 1. 本会に入会しようとする者は、別に定める申込書に入会金をそえて本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 会員は所定の会費を支払わねばならない。

3. 会費等の額並びに支弁方法は評議員会で定める。

4. 既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しない。

5. 80才以上又は特別の事情のある会員に対しては、地区評議員の申請により会費を減免することができる。

(退 会)

第7条 本会を退会しようとする者は、その旨を本会に届出しなければならない。

(処 分)

第8条 会員でその義務を怠り又は品位を著しく汚す様な行為があったときは、理事会の議決を経て処分することができる。

第4章 役 員

(役 員)

第9条 本会に次の役員を置く。

会 長 1人

副 会 長 3人

理 事 若干名

特別理事 若干名

監 事 3人

(役員選挙)

- 第10条 1. 会長及び副会長は理事とし、理事及び監事は評議員会において会員中から選出する。
2. 役員選挙に関し必要な事項は別に定める。ただし特別理事については、会長が評議員会の承認を経て選出する。

(役員職務及び権限)

- 第11条 1. 会長は本会を代表し、会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 理事及び特別理事は理事会を組織し、会務の執行を決定する。
4. 監事は会務を監査し、会議に出席して意見を述べるができる。

(役員任期)

- 第12条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
第13条 補欠により就任した役員任期は前任者の残任期間とする。
第14条 役員は任期満了の場合と雖も後任者が就任するまではその職務を行なうものとする。

(顧問、名誉会長及び参与)

- 第15条 1. 本会に顧問、名誉会長及び参与を置くことができる。
2. 顧問、名誉会長及び参与は評議員会の承認を経て委嘱する。
3. 顧問、名誉会長及び参与は必要に応じ会議に出席して意見を述べるができる。
4. 顧問、名誉会長及び参与の任期は会長の任期による。

第5章 評 議 員

(評議員)

- 第16条 1. 本会に評議員若干名を置く。
2. 評議員は評議員会を組織し、会則に定められていることを審議する。
3. 評議員は本会の理事、特別理事及び監事を兼ねることができない。

(評議員任期)

- 第17条 評議員の任期は2年とし再任を妨げない。
ただし、補欠の評議員の任期は前任者の残任期間とする。

(評議員選出)

- 第18条 評議員は別に定めるところにより会員中より選出する。

第6章 会 議

(会議の種類)

- 第19条 1. 会議は総会、評議員会、理事会の三種とする。
2. 会議はこれを定時総会、評議員会、理事会、臨時総会とする。
3. 定時総会は毎年1回、評議員会、理事会及び臨時総会は随時開催する。

(会議の招集)

- 第20条 会議は会長が招集し、その議長となり会議を主宰する。
ただし、評議員会の議長は別に定める。
第21条 会議を構成する会員又は役員3分の1以上から会議の目的たる事項及び理由を示し請求があったときは、会長はできるだけすみやかに会議を招集しなければならない。
第22条 1. 総会を除き会議はその過半数が出席しなければこれを開会することができない。
2. 総会は出席会員をもって成立するものとする。
第23条 やむを得ない理由のために評議員会に出席することができない評議員には、あらかじめ通知された事項については代理人に委任することができる。

(評議員会の議長及び副議長の互選及び任期)

- 第24条 1. 評議員会は評議員の中から議長1人及び副議長2人を選出する。
2. 議長及び副議長の任期はこれを選出した評議員の任期による。
3. 議長及び副議長は会議に出席して意見を述べるができる。

- 第25条 1. 次の事項は総会の承認を求めなければならない。
(1)事業計画に関する事項
(2)収支決算に関する事項
(3)収支予算に関する事項
(4)会則の変更に関する事項
(5)その他の理事会において必要と認めた事項
2. 次の事項については総会に報告しなければならない。
(1)庶務及び会計報告
(2)事業報告

- (3)評議員会における決議事項
- (4)その他会長において必要と認める事項

第26条 総会の承認は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。ただし、第25条第1項第4号については出席者の3分の2以上の同意を要する。

(評議員会の議決事項)

第27条 1. 次の事項は評議員会に付議し、その決議又は、承認を経なければならない。

- (1)収支の予算及び決算に関する事項
- (2)基本金に関する事項
- (3)会費等の賦課徴収に関する事項
- (4)事業計画に関する事項
- (5)会則の変更に関する事項
- (6)その他会長において必要と認める事項

2. 前項の決議については出席者の多数決による。

可否同数の場合は議長が決める。

ただし、前項第5号については評議員の3分の2以上の議決を必要とする。

(理事会の議決事項)

第28条 次の事項は理事会の議決を経なければならない。

- 1. 総会の招集及び提案すべき事項
- 2. 評議員会の招集及び提案すべき事項
- 3. 会務運営に関する事項
- 4. 第8条に規定する会員処分に関する事項
- 5. その他会長において必要と認める事項

第29条 役員は会議に出席して意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第30条 会長は必要があると認める場合は委員を委嘱し委員会を設置することができる。

第7章 会 計

(会 計)

第31条 本会の経費は入会金、会費、臨時会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第32条 1. 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終了する。

- 2. 本会の1会計年度に属する収入支出の出納に関する事務は翌年5月31日までに完結しなければならない。

第8章 会 則 の 変 更

(会則の変更)

第33条 本会則は総会において出席会員の3分の2以上の同意がなければ変更することができない。

第34条 本会則を施行するために必要な細則は別に定める。

第9章 解 散

(解 散)

第35条 本会の解散は理事会、評議員会及び総会においておのおの3分の2以上の議決を経なければならない。

付 則

- 1. 愛知県外科医会の会員は愛知臨床外科学会の会員とする。
- 2. 本会則は平成17年6月23日から実施する。

愛知県外科医会会則施行細則

昭和 55 年 4 月 22 日 (制定)

第 1 章 役 員 選 挙

- 第 1 条 会則第 9 条に規定する本会の理事及び監事は、地域的、職域的な考慮を行なって選出する。
- 第 2 条 役員選挙の期日は 20 日前までに評議員に通知しなければならない。
- 第 3 条 1. 役員候補者 (以下「候補者」という。) は会長に届出なければならない。
2. 会員は他の会員を候補者に推薦することができる。
- 第 4 条 候補者の届出または推薦の届出では次の事項を記載した文書でこれをしなければならない。
1. 候補者の届出には候補者たるべき者の役員名、氏名、年令を記載しなければならない。
2. 推薦届出の文書には前号の外推薦者の氏名を記載しなければならない。
- 第 5 条 前 2 条の届出では選挙 10 日前の午後 5 時までとし、会長は候補者一覧表を作成し評議員に通知しなければならない。候補者の氏名順序は抽籤による。
- 第 6 条 会長は候補者一覧表により役員名及び候補者の氏名を議長に報告しなければならない。議長はこれを評議員に公示して選挙を行なう。
- 第 7 条 投票用紙は会長がこれを定める。
- 第 8 条 選挙は出席評議員の投票によって決定し、委任状による投票はこれを含まない。
- 第 9 条 議長は評議員中より若干人の選挙立会人を指名し、投票及び開票に関する事務を担当せしめる。
- 第 10 条 次の投票はこれを無効とする。
1. 正規の用紙を用いないもの
2. 候補者でない者の氏名を記載したもの
3. 候補者の何人かを記載したか確認し難きもの
- 第 11 条 第 3 条による届出のあった候補者がその選挙する定数を超えないときは投票によらないで当選者を決定する。候補者が定数に満たない場合は評議員会の意によって補欠選挙を行わなければならない。
- 第 12 条 投票は 1 人 1 票とし有効投票多数を得た者は当選者とする。投票数同じときは議長がこれを抽籤してこれを定める。
- 第 13 条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行なう。

第 2 章 評 議 員 選 挙

- 第 14 条 本会評議員の選挙は各地区へ委託して行なう。
- 第 15 条 1. 評議員の数は会員数 20 人以内の地区においては 1 人、20 人を超えるものでは 20 人又はその端数を加える毎に 1 人を加える。
2. 地区は郡市医師会及び名古屋市については、支部をもって地区とする。予備評議員の数は評議員の数と同数とする。
3. 議長及び副議長は定数外とする。
4. 各地区の評議員中 1 人を連絡評議員とする。
- 第 16 条 本会評議員の選挙の基準となる本会会員は各 3 月 1 日現在の会員名簿による。その評議員数は本会の決定したものである。
- 第 17 条 各地区において本会評議員の選挙を行なった後 3 月末までに本会会長にその当選者を報告しなければならない。
- 第 18 条 評議員選挙後会員数の異動に伴い選挙すべき評議員の数に異動を生じても次の改選期まではその数を変更しない。
- 第 19 条 評議員に欠員を生じたときはその地区は補欠選挙を行なう。

付 則

この細則は評議員会の承認を経なければこれを変更することはできない。

〔選挙内規〕

1. 評議員が評議員会において理事に選出された場合、会則第 16 条第 3 項にかかわらず理事の当選証書を受け取るまではなお評議員としての資格を有するものとする。
2. 第 11 条の後段の場合の届出締切の時点において不足の場合、各地区に急ぎその旨を通報し新立候補者の届出ないし推薦を求めるものとする。
締切の時点において候補者は無投票当選とする。